

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、令和5年第3回川根本町議会臨時会を開会いたします。



◎開 議

○議長（杉山広充君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本臨時会に説明員として、町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。10月19日、町長から第3回臨時会を招集告示した旨、通知がありました。本臨時会は、同意1件、議案6件が、町長から提出されております。19日には、議会運営委員会、全員協議会を開催し、臨時会の議事日程等について御協議をいただきました。また、監査委員から御手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（杉山広充君） 本臨時会招集にあたり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、改めましておはようございます。2年目の節目ということで、今日は議長、副議長選もあります。皆さん、心してかかることだと思います。よろしく願いを申し上げます。

来月 11 月は本当にイベントも多くて、3 年ぶりですね、産業文化祭も行うこととなりました。また御協力、御支援賜りたいと思います。また 11 月末には耐久サッカー、私も今事業所を回ったり、ここも春夏秋冬のイベントの一つですので、皆さんの御協力、また皆さんお若い。また御参加いただければと、そんなふうにも思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

今日の臨時会については議長申しましたけども、昨年の台風 10 号についてのこの渇水期の工事、5,000 万以上の工事が多いもんですから、また皆さんに御承認もいただきたい、そんな議会となると思いますけども、1 日よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） これで行政報告を終わります。



◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（杉山広充君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、2 番、中野浩和君、3 番、藤田至君を指名いたします。



◎日程第 2 会期の決定

○議長（杉山広充君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。6 番 大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） すいません。ただいま議長から、本臨時会は会期を本日 1 日限りということをおっしゃられたんですけれども、この上程がまだされてない議案に対して、町長も先ほど言われましたけれども 1 件当たり 5,000 万以上を超える案件があるということで、1 日限りではちょっと審議を行うことがちゃんと出来ないのではないかと思いますので、会期を少なくとも 5 日以上、5 日程度として確保していただけないようお願いしたいと思います。

○議長（杉山広充君） その他、御意見ございませんか。はい、町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 全ての案件が、速やかにやらなくてはいけないことです。5,000 万以上というのは議会の議決も欲しいもんですから、昨年の工事に向けたこともあります。速やかに工事に入っていただきたい、そこを議会の皆さんにお願いするということです。その辺は御了解願いたい。

○議長（杉山広充君） ほかに御意見ございませんか。

ではここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時 5分

再開 午前 9時14分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議会運営委員長から報告をお願いいたします。9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） ただいま休憩時間に議会運営委員会を開催いたしまして、本日の会期の決定について、先ほど大竹議員から5日ほどの期間が必要じゃないかという意見が出まして、町長の答弁の中にもあったように、この50号、51号、52号、53号については災害復旧工事であり緊急性を要するというので、内容等については上程後、全員協議会で分からない点については詳しく説明をしていただければ、それで足りるではないかという判断をいたしましたし、早急に工事にかかる必要がある、入札がもう行われて議会の議決がなければ工事が施工されませんので、今回1日でこの上程議案については結論を出す必要があるということで、議運のほうでは決定いたしました。以上です。

○議長（杉山広充君） ただいま、議会運営委員長から報告がありました。

では、ここでお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。賛成の方は、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。



◎日程第3 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（杉山広充君） 日程第3、同意第1号、監査委員の選任についてを議題とします。

本件について、町長の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 同意第1号、監査委員の選任について、提案理由を説明いたします。

川根本町監査委員に関する条例第2条の規定において、監査委員の定数は、識見を有する者1人、町議会から1人、計2人を選任することになっております。このたび、識見を有する者として議会の同意を得て選任されておりました柳原義六氏から、令和5年9月29日付けで退職届が提出されたことから、地方自治法第196条第1項の規定により新たに選任する監査委員について議会の同意を求めるものであります。

山本銀男氏は、当町の職員OBであり、在職中は主に税務、総務、会計部門で活躍されておりました。町の財務管理、事業経営管理など、行政運営にすぐれた識見を有する方で、人格も

高潔であり、町の経営に係る事業の管理を監査する職務に適任であると考えます。任期は、同意の日から4年間となります。御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第4 議案第50号 工事請負契約の締結について

◎日程第5 議案第51号 工事請負契約の締結について

◎日程第6 議案第52号 工事請負契約の締結について

◎日程第7 議案第53号 工事請負契約の締結について

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第50号、工事請負契約の締結についてから、日程第7、議案第53号、工事請負契約の締結についての4議案を、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第50号から議案第53号まで、工事請負契約の締結について一括して提案理由を説明いたします。本議案の各工事については、去る10月10日に土木工事に関する特定建設業許可を有する町内5業者をもって指名競争入札を執行し、現在、仮契約を締結しています。今回、川根本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、各議案について説明いたします。議案第50号については、令和5年度林道施設災害復旧事業、林道水川線（1号箇所）災害復旧工事、令和4年台風15号災害に関するものです。入札の結果、株式会社梶山組が落札し、契約金額6,985万円で工事請負契約を締結しようとするものです。工期については、議決の日の翌日から令和6年7月31日までを予定しております。

議案第51号については、令和5年度、令和4年災、査定番号第54号、町道下泉河内川線道路災害復旧工事の請負契約の締結について、議決を求めるものです。入札の結果、徳山建設株式会社が落札し、契約金額1億8,898万円で工事請負契約を締結しようとするものです。工期については議決の日の翌日から令和6年3月29日までを予定しています。

議案第52号は、令和5年度、令和4年災、査定番号第51号、町道長松線（1号箇所）道路災害復旧工事の請負契約の締結について、議決を求めるものです。入札の結果、株式会社梶山組が落札し、契約金額1億2,452万円で工事請負契約を締結しようとするものです。工期については、議決の日の翌日から令和6年3月29日までを予定しています。

議案第53号は、令和5年度、令和4年災、査定番号第29号、普通河川小河内川河川災害復旧工事の請負契約の締結について、議決を求めるものです。入札の結果、徳山建設株式会社が落札し、契約金額1億5,290万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。工期については、議決の日の翌日から令和6年3月29日までを予定しています。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第54号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（杉山広充君） 日程第8、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。
本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第54号、工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由を説明いたします。本案は、令和3年度林道施設災害復旧事業、林道平栗線（1号箇所）災害復旧工事の請負契約について、変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事契約は、令和5年3月14日、令和5年第1回定例会において契約締結の議決を受け、契約金額1億4,080万円で株式会社柳澤組と契約を締結したものです。今回、工期内完成を目指してきましたが、アンカー基本試験における摩擦抵抗値を確保出来ないことから、工期を令和6年3月29日まで延長するとともに、1,833万7,000円増額し、変更後の請負契約金額1億5,913万7,000円に変更契約を締結しようとするものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第55号 令和5年度川根本町一般会計補正予算

（第5号）

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第55号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは議案第55号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億8,370万円としたいものです。

今回の第5号補正は、本川根高齢者デイサービスセンターの空調室外機の修繕費を計上しており、財源は一般財源とし、繰越金で構成しています。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここでしばらく休憩といたします。

休憩 午前 9時27分

再開 午前10時20分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第3 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（杉山広充君） 日程第3、同意第1号、監査委員の選任についてを議題とします。

本件について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略いたします。

これから、同意第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって同意第1号、監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。



◎日程第4 議案第50号 工事請負契約の締結について

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第50号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） この契約の落札率は、どのくらいになっていますか、伺います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） はい。落札率であります。小数点以下第4位を四捨五入いたしまして、0.997であります。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） この落札率ですけれども、かなり高い値となっておりますけれども、この神業とも言えるような落札率を、町長はどのように考えておられますか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 全て土木工事というのは、積算単価に基づいて行うものです。高い、低

い、どう考えてるかと言われると、積算単価に基づいて業者ははじいてきてくれていると思います。以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって議案第50号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第51号 工事請負契約の締結について

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって議案第51号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第52号 工事請負契約の締結について

○議長（杉山広充君） 日程第6、議案第52号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって議案第52号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第53号 工事請負契約の締結について

○議長（杉山広充君） 日程第7、議案第53号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
これから、議案第53号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案に賛成の方は、起立願います。
(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって議案第53号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第54号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長(杉山広充君) 日程第8、議案第54号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はございませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
これから、議案第54号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案に賛成の方は、起立願います。
(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって議案第54号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第55号 令和5年度川根本町一般会計補正予算
(第5号)

○議長(杉山広充君) 日程第9、議案第55号、令和5年度川根本町一般会計補正予算(第5号)

を議題とします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） エアコンの不具合が9月の初めに見つかったということで、それからちよっと日がたち過ぎているのではないかと思うんですけれども、なるべく早く、弱い方たちを預かっている施設なので、なるべく早く対応出来なかったのかと思うんですけれども、今回、今まで使ってた古い空調機の古いのを使っているよりも、新しいのをぽっと変えちゃったほうが早くできるのではないかと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） それでは、ただいまの御質疑にお答えをいたします。抜本的な空調の交換ということでありましたけれども、そのような資料も取り寄せてございませんので、工期がそのほうが短くなるというようなことは、私どもはまた承知をしておりません。以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって議案第55号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここでしばらく休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前11時20分



◎日程の追加

○副議長（中原 緑君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここからは議長にかわり、副議長が議事を進めます。

議長、杉山広充君から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中原 緑君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議長辞職

○副議長（中原 緑君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、杉山広充君の退場を求めます。

（杉山広充君 退場）

○副議長（中原 緑君） 職員に辞職願を朗読させます。事務局長、お願いします。

（議会事務局長 辞職願を朗読）

○副議長（中原 緑君） お諮りします。

杉山広充君の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中原 緑君） 異議なしと認めます。

したがって、杉山広充君の議長の辞職を許可することに決定しました。

杉山広充君、入場願います。

（杉山広充君 入場）

○副議長（中原 緑君） ただいま杉山広充君の議長の辞職が許可されました。一言御挨拶をお願いいたします。

（杉山広充君 登壇）

○杉山広充君 この2年間、議長職を務めさせていただきました。皆様の御協力、御支援、本当にありがとうございました。深く感謝申し上げます。また今年の6月からは県議長会の会長、そしてまた全国議長会の監査役員を務めることになりました。この間、私、本当にいろいろなことを勉強させていただき、大変うれしく思っております。またこの間ですけども、ドイツの哲

学者カントの言葉「人は人によりて人となる」、このことを痛感しております。

今後、新議長のもと議会活動が推進されていきます。私も力いっぱい努力していきたいと思
います。2年間、本当にありがとうございました。



◎日程の追加

○副議長（中原 緑君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いた
いと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中原 緑君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに
選挙を行うことに決定しました。



◎追加日程第2 議長の選挙

○副議長（中原 緑君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（中原 緑君） ただいまの出席議員は、12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番、佐々
木直也君、2番、中野浩和君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名投票です。

（投票用紙配付）

○副議長（中原 緑君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なし）

○副議長（中原 緑君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○副議長（中原 緑君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○副議長（中原 緑君） 投票漏れはありませんか。

（なし）

○副議長（中原 緑君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番、佐々木直也君、2番、中野浩和君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○副議長（中原 緑君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。有効投票12票。無効投票0票です。

有効投票のうち、石山貴美夫君、6票。野口直次君、6票。以上のとおりです。

この法定得票数は3.00票であり、石山貴美夫君、野口直次君の得票数は、いずれもこれを超えております。

得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。石山貴美夫君、野口直次君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるものです。2回目は、この順にくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽せん棒で行います。

石山貴美夫君、野口直次君、演壇の前にお越しくください。

立会人の佐々木直也君、中野浩和君、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。引いたくじの数字の若い順に、2回目のくじを引きます。

それでは、議席番号の若い順に、くじを引いてください。石山貴美夫君、野口直次君の順になります。

（くじを引く）

○副議長（中原 緑君） はい。くじを引く順番が決定しましたので、報告します。

初めに石山貴美夫君、次に野口直次君。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。若い数字のくじを引いたものが、当選人です。

石山貴美夫君、くじを引いてください。

（くじを引く）

○副議長（中原 緑君） 野口直次君、くじを引いてください。

（くじを引く）

○副議長（中原 緑君） それでは、くじの結果を報告します。

くじの結果、石山貴美夫君が当選人と決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場閉鎖解除）

○副議長（中原 緑君） ただいま議長に当選された石山貴美夫君が、議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

以上で、私の職務は終了しました。御協力ありがとうございました。本席を交代します。

石山貴美夫君、議長当選の承諾及び御挨拶の後、議長席にお着きください。

（石山貴美夫君、登壇）

○議長（石山貴美夫君） 石山貴美夫です。ただいまは、くじ引きという形で選ばれたということで、本当に初めての経験で、何とも難しい気持ちでおります。

先ほど所信で申し上げましたとおり、所信表明をさせていただきましたとおり、今まで第1、第2、そして議運の委員会の委員も兼務させていただき、先輩議員方から様々な御指導をいただいて、今日まで議員として仕事をさせていただいてまいりました。

そうした中で先ほど申し上げましたように、私は立候補当初からこの町の住民本位の議員でありたいと、ずっと考えてきてまいりました。天地神明に誓って、そういうふうに申し上げたいと思います。

議員の皆様のこれからの御協力をいただきまして、皆様とともによりすばらしいまちづくり、町議会を通して精いっぱい頑張っていく覚悟であります。そしてまた、これから町民の生活のいろいろな問題について話し合いをさせていただき、良いと考えられる政策については力強く町を応援させていただき、また、町民の意思と違うといった点については、また正すべきということは、落とさず正していくということが議会の役割だという、そうした責任を重く感じまして、私の願いである、安心して年を重ねていける町にしたいという立候補当初からの私の信念を貫いてまいりたいと思っております。

地方自治の原則、二元代表制ということで、町民の声である町議会と町長などの執行機関は、それぞれ独立した立場での対等の立場で互いに尊重し協力して、町民の生活向上、町の発展のためにこの厳しい状況を乗り越えていきたいと私も考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。以上で御挨拶とさせていただきます。

（石山貴美夫君、議長席に着く）

○議長（石山貴美夫君） それでは、ここでしばらく休憩といたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分



◎日程の追加

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長、中原緑君から、副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。



◎追加日程第3 副議長辞職

○議長(石山貴美夫君) 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中原緑君の退場を求めます。

(中原緑君 退場)

○議長(石山貴美夫君) 職員に辞職願を朗読させます。事務局長、お願いします。

(議会事務局長 辞職願を朗読)

○議長(石山貴美夫君) お諮りします。

中原緑君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、中原緑君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

中原緑君、入場願います。

(中原緑君 入場)

○議長(石山貴美夫君) ただいま中原緑君の副議長の辞職が許可されました。一言御挨拶をお願いいたします。

(中原緑君 登壇)

○中原 緑君 2年間、副議長として職務を務めさせていただきましたことを、町議会議員はじめ議会関係者の方々に深く感謝申し上げます。

このたび私は、一身上の都合により副議長の辞職願を提出させていただきました。辞職後も議会議員の一員として、全力で働く所存です。2年間、誠にありがとうございました。以上をもって、辞職の御挨拶とさせていただきます。



◎日程の追加

○議長（石山貴美夫君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。



◎追加日程第4 副議長の選挙

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は、12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番、佐々木直也君、2番、中野浩和君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名投票です。

（投票用紙配付）

○議長（石山貴美夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なし）

○議長（石山貴美夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（石山貴美夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（石山貴美夫君） 投票漏れはありませんか。

（なし）

○議長（石山貴美夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番、佐々木直也君、2番、中野浩和君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（石山貴美夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。有効投票12票。無効投票0票です。

有効投票のうち、澤西省司君、6票。中澤莊也君、6票。以上のとおりです。

この法定得票数は3.00票であり、澤西省司君、中澤莊也君の得票数は、いずれもこれを超えております。

得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。澤西省司君、中澤莊也君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるものです。2回目は、この順にくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽せん棒で行います。

澤西省司君、中澤莊也君、演壇の前にお越しくください。

立会人の佐々木直也君、中野浩和君、くじの立会いをお願いします。

まずくじを引く順序を決めるくじを行います。引いたくじの数字の若い順に、2回目のくじを引きます。

それでは、議席番号の若い順にくじを引いてください。澤西省司君、中澤莊也君の順になります。

(くじを引く)

○議長(石山貴美夫君) くじを引く順番が決定しましたので、報告します。

初めに中澤莊也君、次に澤西省司君。以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。若い数字のくじを引いたものが、当選人です。

中澤莊也君、くじを引いてください。

(くじを引く)

○議長(石山貴美夫君) 澤西省司君、くじを引いてください。

(くじを引く)

○議長(石山貴美夫君) それでは、くじの結果を報告します。

くじの結果、中澤莊也君が当選人と決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

○議長(石山貴美夫君) ただいま副議長に当選された中澤莊也君が、議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

中澤莊也君、副議長当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

(中澤莊也君、登壇)

○副議長(中澤莊也君) ただいま選挙の結果、抽せんということでありましたが、当選をさせていただきます、中澤莊也です。

議会は二元代表制の一翼を担っている議会構成員の一人として、私は議長の補佐をさせていただいて、行政と微妙な緊張感そして良好な関係を保つ、そんな役割を、副議長の職を務めさせていただきたいと思えます。そして地域の方々の意見を吸い上げ、行政と協議をしながらいい方向に進んでいく、そんな役割も担わせていただけたらというふうに思っておりますので、よろしく御指導のほどお願いします。

(中澤莊也君、降壇)

○議長(石山貴美夫君) それでは、ここでしばらく休憩といたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 2時24分

◇

◎日程の追加

○議長(石山貴美夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◇

◎追加日程第5 議席の一部変更

○議長(石山貴美夫君) 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。変更した議席は、御手元にお配りした議席表のとおりです。本日はこのままで、次回から代わっていただきますので、お願いいたします。

◇

◎日程第7 常任委員会委員の選任

○議長（石山貴美夫君） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、御手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって常任委員会委員は、御手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。



◎日程第8 議会運営委員会委員の選任

○議長（石山貴美夫君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、御手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は御手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

委員会条例第8条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっております。委員会開催のために、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時30分



◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果を御報告いたします。

第1常任委員長に藤田至君、副委員長に佐々木直也君。

第2 常任委員長に中原緑君、副委員長に杉山広充君。
議会運営委員長に中野暉君、副委員長に中原緑君。
以上のとおり互選された旨の報告がありました。



◎閉 会

○議長（石山貴美夫君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年第3回川根本町議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時32分